

令和 8 年 9 月 8 日

令和 8 年度における国立病院機構の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国立病院機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）を受け、令和 8 年度における国立病院機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

- 1 国立病院機構では、競争性及び透明性の確保等により業務の効率化や経費削減に取り組んでいるところであるが、法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達について、状況も確認しつつ、更に積極的に取り組むこととする。
具体的には、病院、グループ及び本部において引き続き前年度と同程度又は上回るよう取り組みを行うこととし、全施設等において取引が行われるよう努めるものとする。
- 2 調達方針は、国立病院機構の全ての施設等（以下「機構施設等」という。）に適用する。
各機構施設等は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。その際、周辺地域の障害者就労施設等に関する情報を収集し、当該障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務を検討するものとする。
物品及び役務の調達に当たっては、適正な支出並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成 16 年 4 月 1 日細則第 6 号）第 17 条の 3 第 9 号の 2 を適用して障害者就労施設等との間の契約を随意契約とすることや、法第 10 条第 1 項に規定する公契約における障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずること等により、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進するものとする。
- 3 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、本部に、理事長が指名する者により構成されるタスクフォースを設置する。
- 4 各機構施設等は、障害者就労施設等からの調達実績を本部企画部長（評価課長担当）に報告し、本部企画部長は、各機構施設等からの報告を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに国立病院機構本部ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍、トナーカートリッジなど
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型事業所	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 7 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。